機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第５１２号
平成２７年１０月２３日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記令等の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成２７年政令第２６２号。以下「改正政令」という。）及び不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２７年法務省令第４３号。以下「改正省令」という。）が本年１１月２日から施行されることとなりましたが，これらに伴う不動産登記事務等の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「不登法」とあるのは不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）を，「不登令」とあるのは改正政令による改正後の不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を，「不登規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を，「旧不登規則」とあるのは改正省令による改正前の不動産登記規則をいいます。また，その他の政令及び省令については，いずれも改正政令及び改正省令による改正後のものをいいます。

記

１　改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号）による改正後の商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条の規定により，

'15.10.26
2948

商業登記簿には会社法人等番号を記録することとされた。この会社法人等番号を基礎とし，特定の法人を識別する機能を有する法人番号制度が創設されたことにより，申請，届出その他の手続を行う国民が手続の簡素化による負担の軽減や利便性の向上を得られるようにするための基盤が整備された。

そこで，この法人番号の基礎となる会社法人等番号を利用して，不動産登記等の申請における申請人の負担の軽減等を図ることとし，改正政令においては，申請人が会社法人等番号を有する法人であるときに提供すべき添付情報を，当該法人の代表者の資格を証する情報から当該法人の会社法人等番号に変更するものとされ（不登令第７条第１項第１号イ），改正省令においては，法人である代理人の代表者の資格を証する情報等についても，会社法人等番号に代替することができることとされるなどの所要の整備がされた。

２　不動産登記に関する登記手続

(1) 申請人が法人である場合における添付情報の取扱い

ア　不登令第７条第１項第１号イの規定により会社法人等番号が提供された場合の取扱い

(ｱ) 会社法人等番号の提供

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合には，当該法人の会社法人等番号を提供しなければならないとされた（不登令第７条第１項第１号イ）。

申請人の会社法人等番号を提供するときは，不登令第３条第１号の「申請人の名称」に続けて記録して差し支えない。

(ｲ) 会社法人等番号が提供された場合の取扱い

不登令第７条第１項第１号イの規定により会社法人等番号が提供された場合には，申請人である法人の登記記録について調査を行うものとする。

この場合において，不動産登記の申請の受付時に，当該法人について，商業登記その他法人登記の処理がされているときは，当該法人の登記記録についての調査は，当該法人の法人登記の完了後に行うものとする。

イ　不登規則第３６条第１項各号の規定により登記事項証明書が提供された場合の取扱い

(ｱ) 登記事項証明書の提供

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合であっても，当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書又は支配人等の権限を証する登記事項証明書を提供したときは，会社法人等番号の提供を要しないとされた（不登令第７条第１項第１号及び不登規則第３６条第１項各号）。また，この登記事項証明書はその作成後１月以内のものでなければならないとされた（同条第２項）。

(ｲ) 登記事項証明書が提供された場合の取扱い

不登規則第３６条第１項各号の規定により，上記(ｱ)の登記事項証明書が提供された場合には，当該登記事項証明書により当該法人の代表者の資格又は支配人等の権限について調査を行うものとする。

(2) 法人である代理人の代理権限証明情報の取扱い

ア　法人である代理人によって登記の申請をする場合において，当該代理人の会社法人等番号を提供したときは，当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされた（不登規則第３７条の２）。

イ　この会社法人等番号の提供は上記(1)ア(ｱ)に準ずるものとし，会社法人等番号が提供された場合の取扱いは上記(1)ア(ｲ)と同様である。

(3) 住所（変更）証明情報の取扱い

ア　登記名義人となる者等の住所を証する情報（以下「住所証明情報」という。）を提供しなければならない場合において，その申請情報と併せて会社法人等番号を提供したときは，当該住所証明情報を提供することを要しないとされた（不登令第９条及び不登規則第３６条第４項）。

イ　この会社法人等番号の提供は，住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報（以下「住所変更証明情報」という。）の提供に代替することができる（不登令第９条）が，当該会社法人等番号は当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができるものに限られる（不登規則第３６条第４項ただし書）。

ウ　住所証明情報又は住所変更証明情報の提供に代替する会社法人等番号の提供は上記(1)ア(ｱ)に準ずるものとし，会社法人等番号が提供された場合の取扱いは上記(1)ア(ｲ)と同様である。

(4) その他会社法人等番号の提供により代替することができる添付情報の取扱い

ア　法人の合併による承継又は法人の名称変更等を証する情報の取扱い

法人の承継を証する情報（不登令第７条第１項第４号及び第５号イ並びに別表の２２の項添付情報欄等）又は法人の名称変更等を証する情報（不登令別表の２３の項添付情報欄等）の提供を要する場合において，当該法人の会社法人等番号を提供したときは，これらの情報の提供に代えることができるものとする。

また，同一登記所（申請を受ける登記所が申請人である法人の登記を受けた登記所と同一であり，法務大臣が指定した登記所以外のものである場合（旧不登規則第３６条第１項第１号）をいう。以下同じ。）における当該法人の承継又は変更を証する情報の提供の省略を定めた昭和３８年１２月１７日付け民事甲第３２３７号当職通達は廃止する。

イ　第三者の許可等を証する情報の取扱い

登記原因について第三者が許可等したことを証する情報を提供しなければならない（不登令第７条第１項第５号ハ）場合において，登記官が必要であると認めたときは，当該第三者の代表者の資格を証する情報を提供させることができるものとされている（大正８年１２月１０日民事第５１５４号当職回答）ところ，当該第三者の会社法人等番号を提供したときは，その代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるものとする。

ウ　その他の情報の取扱い

会社の分割による権利の移転の登記の申請をする場合において提供すべき新設会社又は吸収分割承継会社の登記事項証明書（平成１８年３月２９日付け法務省民二第７５５号当職通達）など，登記原因証明情報の一部として登記事項証明書の提供が必要とされている場合においても，これらの会社の会社法人等番号を提供したときは，登記事項証明書の提供に代えることができるものとする。

エ　会社法人等番号の取扱い

上記アからウまでの場合における会社法人等番号の取扱いについては，上記(3)イ及びウと同様である。

また，電子申請（不登規則第１条第３号）の申請人がその者の商業登記規則（昭和３９年法務省令第２３号）第３３条の８第２項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書を提供したとき

は，当該電子証明書の提供をもって，当該申請人の会社法人等番号の提供に代えることができるとされた（不登規則第４４条第２項）ところ，上記アからウまでの場合においても，当該電子証明書の提供をもって会社法人等番号の提供に代えることができるものとする。

(5) 登記申請の代理権が消滅していない場合の添付情報の取扱い

ア　登記の申請をする者の委任による代理人の権限は，法定代理人の死亡又はその代理権の消滅若しくは変更によっては消滅せず（不登法第１７条第４号），この法定代理人には法人の代表者も含まれるものとされている（平成５年７月３０日付け法務省民三第５３２０号当職通達（以下「平成５年通達」という。）の記第２の１）ところ，当該代表者が死亡等した場合であっても，当該法人が会社法人等番号を有する法人であるときは，当該法人の会社法人等番号を提供しなければならない（不登令第７条第１項第１号イ）。この場合には，申請情報に当該代表者の代表権が消滅した旨を明らかにしなければならないものとし，当該会社法人等番号によって当該代表者の資格を確認することができないときは，その資格を確認することができる登記事項証明書を提供しなければならないものとする。

イ　また，同一登記所における法人の代表者の資格を証する情報の取扱いを定めた平成５年通達の記第２の１は廃止する。

ウ　上記アの場合における会社法人等番号の取扱いについては，上記(1)と同様である。

(6) 地図等の訂正の申出等の手続における添付情報の取扱い

地図等の訂正の申出（不登規則第１６条），登記識別情報の失効の申出（不登規則第６５条），登記識別情報に関する証明の請求（不登規則第６８条）及び土地所在図等の訂正の申出（不登規則第８８条）の手続における会社法人等番号の取扱いについては，上記(1)，(2)及び(4)と同様である。

3　不動産登記簿の附属書類の閲覧の請求手続

(1) 請求人が法人であるときにおける提示書面の取扱い

請求人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならないところ，当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは，この限りでないとされた（不登規則第１９３条第４

項)。

(2) 代理人によって請求するときにおける提示書面の取扱い

代理人によって請求するときは，当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならないところ，支配人等が法人を代理して請求する場合において，当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは，この限りでないとされた（不登規則第１９３条第５項)。

また，法人である代理人によって請求する場合において，当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは，当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しないものとされた（不登規則第１９３条第６項)。

(3) 会社法人等番号が請求情報の内容とされた場合の取扱い

会社法人等番号が請求情報の内容とされた閲覧の請求の受付時に，請求人又は法人である代理人について，商業登記その他法人登記の処理がされているときは，閲覧の請求に応ずることはできないこととなる。

4　筆界特定の手続

(1) 筆界特定の申請における添付情報の取扱い

筆界特定の申請（不登規則第２０９条）における会社法人等番号の取扱いについては，上記２(1)，(2)及び(4)と同様である。

(2) 調書等の閲覧等の請求における提示書面の取扱い

調書等の閲覧の請求（不登規則第２２７条）及び筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求（不登規則第２３８条）における会社法人等番号の取扱いについては，上記３と同様である。

(3) 関係人が法人である場合等における添付情報の取扱い

①関係人が法人である場合に提供すべき情報（不登規則第２４３条第１項及び第２項）及び②筆界特定の申請の後に申請人又は関係人が代理人を選任したときに提供すべき情報（同条第３項及び第４項）については，提供する登記事項証明書に期間の制限がないことを除いて，①にあっては上記２(1)に準ずるものとし，②にあっては上記２(2)イと同様である。

5　不動産登記以外の手続

(1) 抵当証券交付等の申請における添付書類の取扱い

ア　抵当証券の交付を代理人（法人の代表者を含む。）によって申請するときは，その権限を証する書面を添付しなければならない（抵当証券法

（昭和６年法律第１５号）第３条第１項第５号）ところ，改正省令の施行に伴う改正の内容は以下のとおりである。

(ｱ) 法人がその申請をする場合において，申請書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，当該法人の代表者の資格を証する書面の添付は不要とされた（抵当証券法施行細則（昭和６年司法省令第２２号）第２２条第１項）。

(ｲ) 支配人等が法人を代理してその申請をする場合において，申請書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，当該支配人等の権限を証する書面の添付は不要とされた（抵当証券法施行細則第２２条第２項）。

(ｳ) 法人である代理人によってその申請をする場合において，申請書に当該代理人の会社法人等番号をも記載したときは，当該代理人の代表者の資格を証する書面の添付は不要とされた（抵当証券法施行細則第２２条第３項）。

イ　抵当証券の記載の変更の申請についても，上記アと同様となる（抵当証券法施行細則第５３条第４項）。

ウ　抵当証券の交付又は記載変更の申請の申請書に申請人又は法人である代理人の会社法人等番号をも記載した場合の取扱いについては，上記２(1)ア(ｲ)及び(2)イと同様である。

また，抵当権設定者等の同意書（抵当証券法第３条第１項第４号）等における会社法人等番号の取扱いについては，上記２(4)イ及びエと同様である。

(2) 鉱害賠償登録の申請における添付書類の取扱い

ア　申請人が会社法人等番号を有する法人である場合には申請書に会社法人等番号を記載しなければならないとされた（鉱害賠償登録規則（昭和３０年法務省令第４７号）第２０条第１項）。

イ　鉱害賠償登録の申請における会社法人等番号の取扱いについては，上記２(1)ア(ｲ)，イ，(2)及び(4)と同様である。

(3) 船舶の登記及び製造中の船舶の登記の申請における添付情報の取扱い

船舶の登記及び製造中の船舶の登記の申請（船舶登記令（平成１７年政令第１１号）第１３条第１項第１号及び第２号並びに第２７条第１項第１号及び第２号並びに船舶登記規則（平成１７年法務省令第２７号）第４９

条）については，上記２(1)から(5)までと同様である。

また，所有権に関する登記の申請等において所有権の登記名義人となる者が法人であるときに提供すべき情報（船舶登記令第１３条第１項第４号ロ及びニ並びに船舶登記規則第２１条）についても，上記２(1)及び(2)と同様である。

(4) その他の登記の申請における添付情報の取扱い

以下の申請については，上記２(1)から(5)までと同様である。

ア　企業担保権に関する登記の申請（企業担保登記登録令（昭和３３年政令第１８７号）第８条第１項第１号及び第２号並びに企業担保登記規則（昭和３３年法務省令第３８号）第５条及び第１２条）

イ　農業用動産の抵当権に関する登記の申請（農業用動産抵当登記令（平成１７年政令第２５号）第１０条第１号及び第２号並びに農業用動産抵当登記規則（平成１７年法務省令第２９号）第４０条）

ウ　建設機械の登記の申請（建設機械登記令（昭和２９年政令第３０５号）第８条第１項第１号及び第２号並びに建設機械登記規則（平成１７年法務省令第３０号）第３５条）

(5) 登記簿又は登録簿の附属書類等の閲覧等の請求手続

以下の請求における提示書面の取扱い等については，上記３と同様である。

ア　抵当証券の控えの謄抄本の交付並びに抵当証券の控え及び附属書類の閲覧の請求（抵当証券法施行細則第１０条第２項から第５項まで）

イ　鉱害賠償に係る登録簿の附属書類の閲覧の請求（鉱害賠償登録規則第１１条第４項から第６項まで）

ウ　船舶，製造中の船舶，農業用動産及び建設機械の登記に係る登記簿の附属書類の閲覧の請求（船舶登記規則第４５条第４項から第６項まで，農業用動産抵当登記規則第３６条第４項から第６項まで及び建設機械登記規則第３１条第４項から第６項まで）

不動産登記令等の改正に伴う添付情報等の変更に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　取扱いの変更の施行日はいつですか。
Ｑ２　会社法人等番号とは，何ですか。
Ｑ３　会社法人等番号と法人番号とは，どう違うのですか。
Ｑ４　会社法人等番号は，どのように調べればよいのですか。
Ｑ５　法務局に会社法人等番号を照会することはできますか。
Ｑ６　会社法人等番号を有する法人が不動産登記の申請をする場合には，会社法人等番号を提供しなければならないのですか。
Ｑ７　Ｑ６の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
Ｑ８　Ｑ６の場合，登記事項証明書を提供することはできますか。
Ｑ９　Ｑ６の場合，登記事項証明書を提供する場合には申請情報にどのように記録するのですか。
Ｑ10　会社法人等番号を提供して，住所を証する情報の提供を省略することはできますか。
Ｑ11　Ｑ10の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
Ｑ12　その他，会社法人等番号を提供して，省略することができる情報はありますか。
Ｑ13　Ｑ12の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
Ｑ14　司法書士法人や土地家屋調査士法人等の法人である代理人が，その会社法人等番号を提供して，法人である代理人の資格を証する情報の提供を省略することはできますか。
Ｑ15　Ｑ14の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
Ｑ16　会社法人等番号を提供して，第三者の許可を証する情報等を作成した当該第三者である法人の登記事項証明書の提供を省略することはできますか。
Ｑ17　Ｑ16の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
Ｑ18　住所の変更事項等が閉鎖登記記録に記録されている場合であっても，会社法人等番号を提供すれば，法人の住所変更等を証する情報の提供を省略することができますか。
Ｑ19　法人登記を申請している場合に，会社法人等番号を提供して不動産登記の申請をしたときは，不動産登記の申請の処理はどのようになりますか。
Ｑ20　Ｑ19の取扱いは，法人登記の登記の事由が目的変更であっても，同じですか。
Ｑ21　誤った会社法人等番号を提供したときは，補正することができますか。
Ｑ22　連件で登記の申請をする場合には，会社法人等番号が同一であっても，各申請書に全て記載する必要がありますか。
Ｑ23　登記原因証明情報や委任状に会社法人等番号を記載する必要はありますか。
Ｑ24　法人の代表者の印鑑証明書の取扱いに変更はありますか。
Ｑ25　今回の添付情報の変更については，不動産登記以外の申請の手続も，不動産登記の申請と同様の取扱いとなりますか。
Ｑ26　抵当証券の交付及び記載変更の申請手続については変更がありますか。
Ｑ27　不動産の登記簿の附属書類の閲覧請求の手続について変更がありますか。

Ｑ１　取扱いの変更の施行日はいつですか。
Ａ１　平成２７年１１月２日です。

Ｑ２　会社法人等番号とは，何ですか。
Ａ２　会社・法人の登記簿（支店・従たる事務所の登記簿を除く。）に記録される１２桁の数字です。
Ｑ３　会社法人等番号と法人番号とは，どう違うのですか。
Ａ３　社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により会社法その他の法令の規定に基づき設立の登記をした法人に指定される法人番号は，会社法人等番号（１２桁）の前に１桁の数字を付したものです。今回の不動産登記令等の改正により，法人の資格証明情報の代わりに提供することとなったのは，法人番号ではなく，会社法人等番号です。

Ｑ４　会社法人等番号は，どのように調べればよいのですか。
Ａ４　以下の方法で調べることができます。なお，法人の閉鎖事項証明書に記載されている会社法人等番号は，現在のものと異なる場合がありますので，以下の方法により御確認願います。
１　会社法人等番号は，法人の登記事項証明書（本店又は主たる事務所の登記簿の履歴事項証明書，現在事項証明書又は代表者事項証明書）又は印鑑証明書に記載されており，これを確認する方法
２　法務省のオンライン登記情報検索サービスを利用して確認する方法。詳しくはこちら【法務省ＨＰ「オンライン登記情報検索サービスのご利用方法」のページへリンク】を御覧ください。

Ｑ５　法務局に会社法人等番号を照会することはできますか。
Ａ５　法務局では個別の会社法人等番号の照会に対する回答は，行っていません。Ｑ４のいずれかの方法により御確認願います。

Ｑ６　会社法人等番号を有する法人が不動産登記の申請をする場合には，会社法人等番号を提供しなければならないのですか。
Ａ６　そのとおりです。
ただし，作成後１か月以内の当該法人の登記事項証明書を提供した場合には，会社法人等番号の提供に代えることができます（Ｑ８参照）。

Ｑ７　Ｑ６の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
Ａ７　申請情報の申請人欄の法人の名称の下に記録して（オンライン申請にあっては申請者操作手引書参照。書面申請にあっては申請書の記載例【別添お知らせページにリンク。以下同じ。】参照。）提供します。

Ｑ８　Ｑ６の場合，登記事項証明書を提供することはできますか。
Ａ８　作成後１か月以内の法人の登記事項証明書を当該法人の会社法人等番号に代えて提供することができます。

Ｑ９　Ｑ６の場合，登記事項証明書を提供する場合には申請情報にどのように記録するのですか。
Ａ９　添付情報欄に「登記事項証明書」と記録します（オンライン申請にあっては申請者操作手引書参照。書面申請にあっては申請書の記載例参照。）。この場合には，申請情報に会社法人等番号を記録してはいけません。

Q10　会社法人等番号を提供して，住所を証する情報の提供を省略することはできますか。
A10　省略することができます。なお，住所の変更を証する情報に代えることができる範囲については，Q18を御覧ください。

Q11　Q10の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
A11　申請情報の申請人欄の法人の名称の下に記録して（オンライン申請にあっては申請者操作手引書参照。書面申請にあっては申請書の記載例参照。）提供します。

Q12　その他，会社法人等番号を提供して，省略することができる情報はありますか。
A12　法人の合併による承継を証する情報，法人の名称変更等を証する情報を省略することができます。なお，これらの情報に代えることができる範囲については，Q18を御覧ください。

Q13　Q12の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
A13　Q11と同様，申請情報の申請人欄の法人の名称の下に記録して（オンライン申請にあっては申請者操作手引書参照。書面申請にあっては申請書の記載例参照。）提供します。

Q14　司法書士法人や土地家屋調査士法人等の法人である代理人が，その会社法人等番号を提供して，法人である代理人の資格を証する情報の提供を省略することはできますか。
A14　省略することができます。

Q15　Q14の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。
A15　申請情報の代理人欄の法人の名称の下に記録して（オンライン申請にあっては申請者操作手引書参照。書面申請にあっては申請書の記載例参照。）提供します。

Q16　会社法人等番号を提供して，第三者の許可を証する情報等を作成した当該第三者である法人の登記事項証明書の提供を省略することはできますか。

A16　省略することができます。

Q17　Q16の場合，会社法人等番号はどのようにして提供するのですか。

A17　申請情報の添付情報欄の第三者の許可を証する情報等に続けて記録して（オンライン申請にあっては申請者操作手引書参照。書面申請にあっては申請書の記載例参照。）提供します。

Q18　住所の変更事項等が閉鎖登記記録に記録されている場合であっても，会社法人等番号を提供すれば，法人の住所変更等を証する情報の提供を省略することができますか。

A18　現在の会社法人等番号が記載されている閉鎖事項証明書の提供を省略することはできます。

平成２４年５月２０日（外国会社にあっては平成２７年３月１日）以前の法人の登記においては，組織変更や他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記等をする場合には，会社法人等番号が変更されていました。この変更前の会社法人等番号が記録された登記記録に住所の移転の事項が記録されているときは，現在の会社法人等番号の提供に加えて，住所の移転の事項を確認することができる閉鎖事項証明書又は閉鎖登記簿謄本を提供する必要があります。

Q19　法人登記を申請している場合に，会社法人等番号を提供して不動産登記の申請をしたときは，不動産登記の申請の処理はどのようになりますか。

A19　当該法人登記を申請している場合であっても，不動産登記の申請の受付はされます。ただし，当該法人登記が完了するまで不動産登記を処理することはできません。

なお，登記事項証明書（申請人が法人である場合にあっては作成後１月以内，法人である代理人が申請する場合にあっては作成後３か月以内のものに限る。）を提供した場合には，当該法人登記の完了にかかわらず，不動産登記は処理されます。

Q20　Q19の取扱いは，法人登記の登記の事由が目的変更であっても，同じですか。

A20　同じです。

Q21　誤った会社法人等番号を提供したときは，補正することができますか。

A21　補正することができます。ただし，補正は，登記官が定めた期間内にする必要があります。

Q22　連件で登記の申請をする場合には，会社法人等番号が同一であっても，各申請書に全て記載する必要がありますか。

A22　例えば，１件目の申請書に会社法人等番号を記載し，２件目以降の申請書の添付情報欄に「会社法人等番号（前件添付）」と記載して会社法人等番号の記載を省略することができます。

Q23　登記原因証明情報や委任状についても，会社法人等番号を記載する必要はありますか。

A23　会社法人等番号を記載する必要はありません。

Q24　法人の代表者の印鑑証明書の取扱いに変更はありますか。

A24　変更はありません。

印鑑証明書については，作成後３か月以内のものを提供する必要があります。また，同一登記所（法務大臣が指定した登記所を除く。）における添付省略についても，変更はありません。

Q25　今回の添付情報の変更は，不動産登記の申請以外の手続についても，同様の取扱いとなりますか。

A25　以下の手続は同様の取扱いとなります。

ア　地図等の訂正の申出
イ　土地所在図等の訂正の申出
ウ　登記識別情報の失効の申出
エ　登記識別情報に関する証明の請求
オ　筆界特定の申請
カ　工場財団等の不動産とみなされる財団に関する登記の申請
キ　企業担保権に関する登記の申請
ク　船舶の登記及び製造中の船舶の登記の申請
ケ　農業用動産の抵当権に関する登記の申請
コ　建設機械の登記の申請
サ　鉱害賠償登録の申請
シ　夫婦財産契約に関する登記の申請

なお，筆界特定の手続は，筆界特定の申請（上記オ）を除いて，以下のとおりです。

ア　関係人が法人であるときは，原則として，提出する意見書等に当該法人の会社法人等番号を記載します。ただし，代表者の資格を確認することができる「登記事項証明書」（Ｑ８参照）を提供する場合には，会社法人等番号の記載は不要です。

イ　筆界特定の申請の後に申請人又は関係人が代理人を選任したときは，その代理人が支配人等であるときを除いて，当該代理人の代理権限証明情報を提供する必要がありますが，その代理人が法人であるときは，会社法人等番号を提供することにより，代理権限証明情報のうち，当該代理人の登記事項証明書の提供を省略することができます。

Q26　抵当証券の交付及び記載変更の申請手続については変更がありますか。

A26　以下のとおり変更があります。

ア　申請人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格証明情報を申請書に添付する必要がありますが，申請書に申請人の会社法人等番号を記載することにより，申請人の登記事項証明書の添付を省略することができます。また，支配人等が法人を代理して申請するときも同じです。

イ　申請代理人が法人であるときは，代理権限証明情報を申請書に添付する必要がありますが，申請書に法人である代理人の会社法人等番号を記載することにより，代理権限証明情報のうち，当該代理人の登記事項証明書の添付を省略することができます。

Q27　不動産の登記簿の附属書類の閲覧請求の手続について変更がありますか。

A27　請求人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格証明情報を提示する必要がありますが，会社法人等番号を請求書に記載することにより，当該法人の登記事項証明書の提示を省略することができます。また，支配人等が法人を代理して請求するときも同じです。

請求代理人が法人であるときは，代理権限証明情報を提示する必要がありますが，当該代理人の会社法人等番号を請求書に記載することにより，代理権限証明情報のうち，当該代理人の登記事項証明書の提示を省略することができます。

なお，請求書に会社法人等番号を記載して請求した場合に，当該会社法人等番号を有する法人の登記の申請がされているときは，閲覧の請求に応じることはできませんので，御注意ください。

また，以下の手続も，上記と同様の取扱いとなります。

ア　工場財団等の不動産とみなされる財団に関する登記簿の附属書類の閲覧請求の手続

イ　筆界特定の手続において作成された調書及び提出された資料の閲覧請求の手続

ウ　筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧請求の手続

エ　船舶及び製造中の船舶の登記簿の附属書類の閲覧請求の手続

オ　農業用動産の登記簿の附属書類の閲覧請求の手続

カ　建設機械の登記簿の附属書類の閲覧請求の手続

キ　鉱害賠償の登録簿の附属書類の閲覧請求の手続

ク　抵当証券の控えの謄抄本の交付並びに抵当証券の控え及び附属書類の閲覧請求の手続

ケ　夫婦財産契約の登記簿の附属書類の閲覧請求の手続